

24水管第1776号
平成24年11月8日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 郡司 彰

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第223号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成23年11月25日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p data-bbox="271 296 920 325">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="613 387 936 416">平成24年11月 8日</p> <p data-bbox="125 616 869 644">第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針</p> <p data-bbox="136 708 304 737">1 基本理念</p> <p data-bbox="159 756 1081 1015">排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を<u>図ることが必要である</u>。その場合、<u>水産資源</u>の保存・管理の担い手が<u>漁業者</u>であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。</p> <p data-bbox="197 1034 322 1062">このため、</p> <p data-bbox="159 1082 1081 1289">(1) 水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。</p> <p data-bbox="159 1308 1081 1430">(2) また、資源及び漁業の特性に応じて、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた具体的な資源管理措置を漁業種類ごと<u>及び</u>必要に応じ地域や期間ごとに定め、適切な資源管理を推進する。</p> | <p data-bbox="1267 296 1917 325">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="1610 387 1995 416">平成23年11月25日公表</p> <p data-bbox="1610 435 2051 464">平成24年 2月27日一部改正</p> <p data-bbox="1610 483 2051 512">平成24年 5月31日一部改正</p> <p data-bbox="1610 531 2051 560">平成24年 7月30日一部改正</p> <p data-bbox="1122 616 1865 644">第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針</p> <p data-bbox="1133 708 1301 737">1 基本理念</p> <p data-bbox="1155 756 2078 1015">排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を<u>図る</u>。その場合、<u>資源</u>の保存・管理の担い手は<u>漁業者</u>であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。</p> <p data-bbox="1193 1034 1319 1062">このため、</p> <p data-bbox="1155 1082 2078 1289">(1) 水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。</p> <p data-bbox="1155 1308 2078 1430">(2) また、資源及び漁業の特性に応じて、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた具体的な資源管理措置を漁業種類ごと、<u>必要</u>に応じ地域や期間ごとに定め、適切な資源管理を推進する。</p> |

2 漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源水準に見合った漁獲を実現するため、資源量並びに漁獲量及び漁獲努力量を的確に把握しつつ、TAC（漁獲可能量）及び TAE（漁獲努力可能量）の設定及び管理、許可漁業及び漁業権漁業の規制等により我が国漁業の管理を行うとともに、許可制度等により外国人漁業及び遊漁の管理を行う。

また、これらの管理措置の実効を確保するための指導及び監督を行う。

3 資源管理指針・資源管理計画の推進

海洋生物資源の資源状況は、海域ごと、魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、資源状況や当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図る必要がある。そのため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、計画的かつ機動的な資源管理を図る。

この場合、計画的に資源管理に取り組む意欲のある者が、減収を恐れずにこれらの取組を実施することができるよう、資源管理・収入安定対策を講じる。

第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) さんまの動向

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北西太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に来遊する。

2011年の日本の漁獲量は、20.8万トンであり、2年ぶりに

2 漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源水準に見合った漁獲を実現するため、資源量並びに漁獲量及び漁獲努力量を的確に把握しつつ、TAC（漁獲可能量）及び TAE（漁獲努力可能量）の設定及び管理、許可漁業及び漁業権漁業の規制等により我が国漁業の管理を行うとともに、許可制度等により外国人漁業の管理及び遊漁の管理を行う。

また、これらの管理措置の実効を確保するための指導及び監督を行う。

3 資源管理指針・資源管理計画の推進

海洋生物資源の資源状況は、海域ごと、また魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、資源状況や当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図る必要がある。そのため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、計画的かつ機動的な資源管理を図る。

この場合、計画的に資源管理に取り組む意欲のある者が、減収を恐れずにこれらの取組を実施することができるよう、資源管理・収入安定対策を講じる。

第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) さんまの動向

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北西太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に来遊する。

2010年の日本の漁獲量は、19.3万トンであり、約10年ぶ

20万トンを超えた。

資源水準は、過去のCPUE（1操業当りの漁獲量）との比較において、中位水準にあると判断される。また、資源量は2008年以降減少し、2011年に一時上昇したものの、2012年には再び減少し2010年の値をも下回ったことから、動向は減少と判断される。

(2) すけとうだらの動向

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布しており、生息域の分布等によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。この中で最も資源の大きな太平洋系群は、2005年級群が卓越年級群となり良い加入となったものの、その後続く良い加入は確認されておらず、2012年の資源量は86万トンであり、資源水準は中位、動向は減少と判断される。日本海北部系群は、2006年級群の良い加入があったものの、その後の加入は悪い。2012年級群の発生は良い模様であるが、資源水準は依然として低位であり、動向は横ばいと判断される。オホーツク海南部は、資源水準は中位で動向は増加と判断される。根室海峡は、資源水準は低位、動向は増加である。

(3) まあじの動向

我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状態により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。太平洋系群及び対馬暖流系群の2012年資源量はそれぞれ5万トン、5.5万トンで、水準はいずれも中位、動向はそれぞれ減少、増加と判断される。

りに20万トン割り込んだ。

資源水準は、過去のCPUE（1操業あたりの漁獲量）の比較において、中位水準にあると判断される。また、資源量は2008年以降、減少傾向を示したものの、2011年は上昇したことから、動向は横ばいと判断される。

(2) すけとうだらの動向

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布しており、生息域の分布等によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。この中でもっとも資源の大きな太平洋系群は、2005年級群が卓越年級群となり良い加入となったものの、その後続く良い加入は確認されておらず、2011年の資源量は82万トンであり、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。日本海北部系群については、2006年級群の良い加入があったものの、その後の加入が悪く、資源水準は依然として低位であり、動向は横ばいと判断される。オホーツク海南部は、資源水準は低位で動向は増加と判断される。根室海峡については資源水準は低位、動向は横ばいである。

(3) まあじの動向

我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状態により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。太平洋系群及び対馬暖流系群の2011年資源量はそれぞれ6万トン、5.4万トンで、水準はいずれも中位、動向はそれぞれ減少、横ばいと判断される。当該資源は、新規加入

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(4) まいわしの動向

我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも1988年から1989年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移してきた。

当該資源の状況は、太平洋系群は、2010年級群の加入が良く、資源水準は中位であり、資源量が2011年63万トンから2012年86万トンと、近年は一貫して増加していることから、動向は増加と判断される。対馬暖流系群は、資源水準は低位であり、資源量が2011年11.4万トンから2012年12.3万トンと増加しており、過去5年間（2007年～2011年）の資源量が増加傾向にあることから、動向は増加と判断される。

しかし、当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(5) まさば及びごまさばの動向

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布がみられている。

資源の状況は、まさばは、太平洋系群の資源水準は低位ながら2004年・2007年・2009年と豊度の高い加入があり資源量は

群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(4) まいわしの動向

我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも1988年から1989年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移している。

当該資源の状況は、両系群ともに資源水準は低位であるが、太平洋系群の資源量が2010年46万トンから2011年63万トン、対馬暖流系群は、2010年3.4万トンから2011年5.8万トンと増加していることから動向は増加と判断される。しかし、親魚量は低い水準にあり、また当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(5) まさば及びごまさばの動向

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としてはごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では東北水域まで分布がみられている。

資源の状況は、まさばは、太平洋系群については資源水準は低位ながら2004年・2007年・2009年と豊度の高い加入があり

2012年105万トンで、動向としては増加と判断される。対馬暖流系群の資源量は2012年79万トンで、資源水準は中位であり、動向は過去5年間（2007年～2011年）の資源量が横ばい傾向にあることから、横ばいと判断される。ごまさばは、太平洋系群の資源量は2012年73万トンで資源水準は高位であり、動向は横ばいと判断される。東シナ海系群の資源量は2012年16万トンで資源水準は中位であり、動向は増加と判断される。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(6) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に1月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

資源の状況は、資源量をみると、冬季発生系群は、2012年で82万トンであり、資源水準は中位、動向は減少と判断される。秋季発生系群は、近年中位～高位水準であり、2012年は141万トンとなり、水準は高位、動向は横ばいにあると判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(7) ずわいがにの動向

我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、銚子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深150メートル～750メートルの範囲に分布し、生息域の分布によって、オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられる。資源の状況をみると、この中で最も資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向に

資源量は2011年89万トンで、動向としては横ばいと判断される。対馬暖流系群の資源量は2011年88万トンで、資源水準は中位であり、動向は過去5年間（2006～2010年）の資源量が増加傾向にあることから、増加と判断される。ごまさばは、太平洋系群の資源量は2011年50万トンで資源水準は高位であり、動向は横ばいと判断される。東シナ海系群の資源量は2011年16万トンで資源水準は中位であり、動向は横ばいと判断される。まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(6) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に1～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

資源の状況は、資源量をみると、冬季発生系群は、2011年で90万トンと資源水準は中位、動向は減少と判断される。秋季発生系群は、近年中位～高位水準であり、2011年は135万トンとなり、水準は高位、動向は横ばいにあると判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(7) ずわいがにの動向

我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、銚子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深150～750メートルの範囲に分布し、生息域の分布によって、オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられる。資源の状況をみると、この中でもっとも資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向にあ

あり、以前は低位であった資源水準が中位に回復した。2008年以降の資源量の推移から、資源動向は減少と判断される。新潟県以北（B海域）では、資源水準は高位、動向は横ばいと判断される。また、オホーツク海系群の資源水準は低位で動向は横ばい、太平洋北部系群の資源水準は中位で動向は減少、北海道西部系群の資源水準は高位で動向は増加であると判断される。

2 第2種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) 日本海西部海域のあかがれいの動向

日本海西部海域のあかがれいは、当該海域の水深150メートル～900メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のあかがれいを主として漁獲する沖合底びき網漁業の漁獲量は、データが揃っている1991年以降の新潟県以西の漁獲量をみると、1995年頃まで増加を続け、その後は3,000トン台で安定していた。近年は卓越年級群の加入により動向としては増加傾向にあり、2011年の漁獲量は近年の最高値である約6,100トンであった。しかし、沖合底びき網漁業のみで5,000トン以上漁獲していた1980年代前半と比べると、資源水準は依然中位であると判断される。

(2) 宗谷海峡海域のいかなごの動向

宗谷海峡海域のいかなごは、当該海域の水深40メートル～80メートルに分布している。当該海域の近年のいかなご類の漁獲量は1995年の56,000トンピークに減少傾向にある中で、2011年は前年を大きく下回り、6,000トンに減少した。

資源状態の指標である沖合底びき網漁業の過去のCPUE（1網当たりの漁獲量）の動向や近年の漁獲物体長組成などから資源水準は低位で、動向は横ばいと判断される。

り、以前は低位であった資源水準が中位に回復した。2007年以降の資源量の推移より、資源動向は減少と判断される。新潟県以北（B海域）では、資源水準は昨年の中位から高位、動向は増加と判断される。また、オホーツク海系群の資源水準は低位で動向は横ばい、太平洋北部系群の資源水準は中位で横ばい、北海道西部系群の資源水準は中位で横ばいと判断される。

2 第2種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) 日本海西部海域のあかがれいの動向

日本海西部海域のあかがれいは、当該海域の水深150～900メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のあかがれいを主として漁獲する沖合底びき網漁業の漁獲量は、データが揃っている1991年以降の新潟県以西の漁獲量をみると、1995年頃まで増加を続け、その後は3,000トン台で安定していた。近年は卓越年級群の加入により動向としては横ばい傾向にあり、2010年の漁獲量は約5,500トンであった。しかし、沖合底びき網漁業のみで5,000トン以上漁獲していた1980年代前半と比べると、資源水準は依然中位であると判断される。

(2) 宗谷海峡海域のいかなごの動向

宗谷海峡海域のいかなごは、当該海域の水深40～80メートルに分布している。当該海域の近年のいかなご類の漁獲量は1995年の56,000トンピークに減少傾向にある中で、2010年は前年を上回り、22,000トンに増加した。

資源状態の指標である沖合底びき網漁業の過去のCPUE（1網当たりの漁獲量）の動向や近年の漁獲物体長組成などから資源水準は中位で、動向は横ばいと判断される。

(3) 太平洋北部海域のさめがれいの動向

太平洋北部海域のさめがれいは、当該海域の水深150メートル～1,000メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のさめがれいを主として漁獲する東北海区の沖合底びき網漁業による漁獲量は、1978年の6,300トンピークにその後年々減少し、1998年には108トンまで減少した。その後、やや増加し、2000トン台で推移していたが、2011年には東日本大震災の影響で半減し、118トンとなっている。

沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）の推移から資源水準は低位で、動向は横ばいと判断される。

(4) 瀬戸内海海域のさわらの動向

瀬戸内海海域のさわらは、冬を紀伊水道以南の太平洋沿岸及び伊予灘・豊後水道域で過ごし、春には紀伊水道及び豊後水道を経て内海へ来遊し、秋に外海へ移出する。

瀬戸内海におけるさわらの漁獲量は、1986年には6,378トンであったが、1998年には199トンにまで減少した。その後は徐々に増加し、2004年は1,465トンまで回復したが、2011年には1,368トンと若干減少した。資源量は、1998年を最低水準として2003年には3,645トンまで回復した。その後は緩やかに減少し、2007年は2,903トンとなったが、2011年は3,109トンとなった。

これらにより、資源水準は低位、動向は増加と判断される。

(5) 伊勢湾・三河湾海域のとらふぐの動向

伊勢湾・三河湾海域のとらふぐ資源は、不定期に発生する卓越年級群の動向により大きく変動する。1999年及び2001年級群が卓越したことによって、2002年漁期の資源量は高い水準にあっ

(3) 太平洋北部海域のさめがれいの動向

太平洋北部海域のさめがれいは、当該海域の水深150～1,000メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のさめがれいを主として漁獲する東北海区の沖合底びき網漁業による漁獲量は、1978年の6,300トンピークにその後年々減少し、1998年には108トンまで減少した。その後、やや増加し、2010年には228トンとなっている。

沖合底びき網漁業のCPUE（1網あたりの漁獲量）の推移から資源水準は低位で、動向は横ばいと判断される。

(4) 瀬戸内海海域のさわらの動向

瀬戸内海海域のさわらは、冬を紀伊水道以南の太平洋沿岸及び伊予灘・豊後水道域で過ごし、春には紀伊水道及び豊後水道を経て内海へ来遊し、秋に外海へ移出する。

瀬戸内海におけるさわらの漁獲量は、1986年には6,378トンであったが、1998年には199トンにまで減少した。その後は徐々に増加し、2004年は1,465トンまで回復したが、2010年には1,444トンと若干減少した。資源量は、1998年を最低水準として2003年には3,645トンまで回復した。その後は緩やかに減少し、2007年は2,892トンとなったが、2010年は4,607トンと増加した。これらにより、資源水準は低位、動向は増加と判断される。

(5) 伊勢湾・三河湾海域のとらふぐの動向

伊勢湾・三河湾海域のとらふぐ資源は、不定期に発生する卓越年級群の動向により大きく変動する。1999年及び2001年級群が卓越したことによって、2002年漁期の資源量は高い水準にあっ

たが、2002年級群が平年並み、2003年級群・2004年級群は低い水準にとどまった。その後、2005年級群がやや回復傾向を示すとともに2006年級群が比較的大きい規模で加入したことから資源状態は好転し、その後、安定的に推移していたが、2009年及び2010年級群の加入は近年の最低水準にとどまっている。

このことから、資源水準は中位であり、過去5年間（2007年～2011年）の資源量が400トン～500トン前後で安定していることから、動向は横ばいと判断される。

(6) 日本海北部海域のまがれいの動向

日本海北部海域のまがれいは、当該海域の水深150メートル以浅に分布している。当該海域のまがれいの漁獲量が把握されている1980年以降の新潟県と秋田県の漁獲量の推移をみると、1986年と1994年に漁獲量のピークが見られるものの、1995年から1997年に大幅に減少し、その後緩やかな減少傾向が続いていた。1993年以降データが揃う4県（青森～新潟）の漁獲量は、2005年に200トン台を記録したものの、2008年までは300トン台の横ばいで推移した。2009年には232トン、2010年には245トンと1993年以降の最低水準を示したが、2011年は317トンと3年ぶりに300トン台に回復した。

これら漁獲量の推移から、資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

(7) 周防灘海域のまこがれいの動向

周防灘海域のまこがれいは、当該海域の沿岸から沖合までの水深10メートル以深に生息している。当該海域のまこがれいの漁獲量が推定されている1980年以降の推移をみると、1980年の713トン

をピークに減少を続け1993年に一時的に回復したものの、1994

たが、2002年級群が平年並み、2003年～2004年級群は低い水準にとどまった。その後、2005年級群がやや回復傾向を示すとともに2006年級群が比較的大きい規模で加入したことから資源状態は好転し、その後、安定的に推移していたが、2009年及び2010年級群の加入は近年の最低水準にとどまっている。このことから、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。

(6) 日本海北部海域のまがれいの動向

日本海北部海域のまがれいは、当該海域の水深150メートル以浅に分布している。当該海域のまがれいの漁獲量が把握されている1980年以降の新潟県と秋田県の漁獲量の推移をみると、1986年と1994年に漁獲量のピークが見られるものの、1995年から1997年に大幅に減少し、その後緩やかな減少傾向が続いていた。1993年以降データが揃う4県（青森～新潟）の漁獲量は、2005年に200トン台を記録したものの、近年は300トン台で概ね推移していたが、2009年には232トン、2010年には245トンに減少した。

これら漁獲量の推移や小型機船底びき網漁業のCPUE（1網あたりの漁獲量）などから、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

(7) 周防灘海域のまこがれいの動向

周防灘海域のまこがれいは、当該海域の沿岸から沖合の水深10メートル以深に生息している。当該海域のまこがれいの漁獲量が推定されている1980年以降の推移をみると、1980年の713トンをピークに減少を続け1993年に一時的に回復したものの、1994年か

年から再び減少し、2004年には127トンまで減少したが、その後増加し、2006年は219トンとなった。

関係県の調査による小型底びき網標本船のCPUE（1網当たりの漁獲量）及び推定漁獲量から、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

(8) 太平洋北部海域のやなぎむしがれいの動向

太平洋北部海域におけるやなぎむしがれいは、当該海域の水深50メートル～200メートルで漁獲される。やなぎむしがれいを主として漁獲している沖合底びき網漁業による漁獲量は長期的に大きく変動しており、近年では1990年代中盤から急激に増加し、1998年～1999年には240トン以上となり、過去最高の漁獲を記録した。その後減少に転じ、2001年～2008年には76トン～108トンで比較的安定していた。2010年は152トンに増加したが、2011年は東日本大震災の影響もあり、66トンとなっている。

沖合底びき網漁業の漁獲量とCPUE（1網当たりの漁獲量）の変化などから、資源水準は高位で、動向は増加と判断される。

(9) 太平洋南部海域のやりいかの動向

太平洋中・南部におけるやりいかの漁獲量は、1990年代以降急減して、両海域での漁獲量の合計が1,000トンを下回るようになり、近年では206トン～868トン前後で推移している。

2006年に入って中・南部海域において豊度の高い発生群が出現し、2006年の漁獲量は、649トンに増加し、2007年にはさらに868トンにまで増加したが、2011年には383トンと減少した。

沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）の推移から、南部海域を含む太平洋全体の資源水準は高位、動向は増加と判断され

ら再び減少し、2004年には127トンまで減少したが、その後増加し、2006年は219トンとなった。

関係県の調査による小型底びき網標本船のCPUE及び推定漁獲量から、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

(8) 太平洋北部海域のやなぎむしがれいの動向

太平洋北部海域におけるやなぎむしがれいは、当該海域の水深50～200メートルで漁獲される。やなぎむしがれいを主として漁獲している沖合底びき網漁業による漁獲量は長期的に大きく変動しており、近年では1990年代中盤から急激に増加し、1998年～1999年には240トン以上となり、過去最高の漁獲を記録した。その後減少に転じ、2001年～2008年には76～108トンで比較的安定していたが、2010年は177トンに増加した。

沖合底びき網漁業の漁獲量とCPUE（1網あたりの漁獲量）の変化などから、資源水準は高位で、動向は増加と判断される。

(9) 太平洋南部海域のやりいかの動向

太平洋中・南部におけるやりいかの漁獲量は、1990年代以降急減して、両海域での漁獲量の合計が1,000トンを下回るようになり、近年では206～863トン前後で推移している。

2006年に入って中・南部海域において豊度の高い発生群が出現し、2006年の漁獲量は、534トンに増加し、2007年にはさらに863トンにまで増加したが、2010年には707トンと減少した。このことから、南部海域を含む太平洋全体の資源水準は中位、動向は増加と判断される。

る。

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 漁獲可能量の設定は、当面の間（24年以降5年間程度）2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。

2 漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針

(1) さんま

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を設定するものとする。

(2) すけとうだら

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。太平洋系群については、一定の親魚量を確保することにより資源水準の維持を基本として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとす

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1 漁獲可能量の設定は、当面の間（24年以降5年間程度）第3の2の漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。

2 漁獲可能量の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針

(1) さんま

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を設定するものとする。

(2) すけとうだら

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。太平洋系群については、一定の親魚量を確保することにより資源水準の維持を基本として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとす

る。

(3) まあじ

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(4) まいわし

太平洋系群については、資源水準の維持若しくは増大を基本方向として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(5) まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

る。

(3) まあじ

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(4) まいわし

太平洋系群については、資源水準の維持若しくは増大を基本方向として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(5) まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(6) するめいか

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする。

(7) ずわいがに

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組むものとする。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(6) するめいか

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする。

(7) ずわいがに

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組むものとする。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

(削除)

3 第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

3 第1種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

| | 第1種特定 海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 漁獲可能量 |
|---|-----------------|---------------------|---------|
| 1 | さんま | 平成23年7月～ 平成24年6月 | 423,000 |
| 2 | すけとうだら | 平成23年4月～ 平成24年3月 | 288,000 |
| 3 | まあじ | 平成23年1月～12月 | 220,000 |
| 4 | まいわし | 平成23年1月～12月 | 209,000 |
| 5 | まさば及び ごまさば | 平成23年7月～ 平成24年6月 | 717,000 |
| 6 | するめいか | 平成23年1月～12月 | 297,000 |
| 7 | ずわいがに | 平成23年7月～ 平成24年6月 | 6,227 |

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分量の改定を行うものとする(5に該当する場合を除く)。

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

| | 第1種特定 海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 漁獲可能量 |
|---|-----------------|---------------------|----------------|
| 1 | さんま | 平成24年7月～ 平成25年6月 | 455,000 |
| 2 | すけとうだら | 平成24年4月～ 平成25年3月 | <u>290,000</u> |
| 3 | まあじ | 平成24年1月～12月 | 226,000 |
| 4 | まいわし | 平成24年1月～12月 | <u>326,000</u> |
| 5 | まさば及び ごまさば | 平成24年7月～ 平成25年6月 | 685,000 |
| 6 | するめいか | 平成24年1月～12月 | 339,000 |
| 7 | ずわいがに | 平成24年7月～ 平成25年6月 | 6,381 |

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

| | 第1種特定 海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 漁獲可能量 |
|----------|-----------------|-----------------------------------|-------|
| <u>1</u> | <u>さんま</u> | <u>平成25年7月～</u> <u>平成26年6月</u> | |

| | 第1種特定 海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 漁獲可能量 |
|---|-----------------|---------------------|----------------|
| 1 | さんま | 平成24年7月～ 平成25年6月 | 455,000 |
| 2 | すけとうだら | 平成24年4月～ 平成25年3月 | <u>263,000</u> |
| 3 | まあじ | 平成24年1月～12月 | 226,000 |
| 4 | まいわし | 平成24年1月～12月 | <u>245,000</u> |
| 5 | まさば及び ごまさば | 平成24年7月～ 平成25年6月 | 685,000 |
| 6 | するめいか | 平成24年1月～12月 | 339,000 |
| 7 | ずわいがに | 平成24年7月～ 平成25年6月 | 6,381 |

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

(新規)

| | | | |
|---|---------------|---------------------|---------|
| 2 | すけとうだら | 平成25年4月～ 平成26年3月 | |
| 3 | まあじ | 平成25年1月～12月 | 204,000 |
| 4 | まいわし | 平成25年1月～12月 | 360,000 |
| 5 | まさば及び ごまさば | 平成25年7月～ 平成26年6月 | |
| 6 | するめいか | 平成25年1月～12月 | 329,000 |
| 7 | ずわいがに | 平成25年7月～ 平成26年6月 | |

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする(5に該当する場合を除く)。

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5 漁海況の見通しが3又は4の表に定める漁獲可能量の基礎とした資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価し、漁獲可能量の改定を行うものとする。

また、その際、まいわしについては、海洋環境条件により資源状態が急激に増減するというその生物学的特性を踏まえ、漁業経営に悪影響を及ぼさないように、制度の運用を行うものとする。

6 漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、第1種海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての

5 漁海況の見通しが3または4の表に定める漁獲可能量の基礎とした資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価し、漁獲可能量の改定を行うものとする。

また、その際、まいわしについては、海洋環境条件により資源状態が急激に増減するというその生物学的特性を踏まえ、漁業経営に悪影響を及ぼさないように、制度の運用を行うものとする。

6 漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、第1種海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての

より詳細な科学的知見が必要であり、このため今後とも科学的知見を更に充実かつ緻密化していくこととする。

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

(削除)

より詳細な科学的知見が必要であり、このため今後とも科学的知見を更に充実かつ緻密化していくこととする。

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

| | 第1種特定 海洋生物資源 | 指定漁業等の種類 | 数 量 |
|---|-----------------|-----------------------|---------|
| 1 | さんま | 北太平洋さんま漁業 | 335,000 |
| 2 | すけとうだら | 沖合底びき網漁業 | 171,600 |
| 3 | まあじ | 大中型まき網漁業 | 77,000 |
| 4 | まいわし | 大中型まき網漁業 | 119,000 |
| 5 | まさば及びごまさば | 大中型まき網漁業 | 410,000 |
| 6 | するめいか | 沖合底びき網漁業 | 46,700 |
| | | 大中型まき網漁業 | 14,500 |
| | | いか釣り漁業 | 60,100 |
| | | 小型するめいか釣り漁業 | 83,400 |
| 7 | ずわいがに | 沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業 | 4,816 |

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第

- 1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

| | 第1種特定海洋生物資源 | 指定漁業等の種類 | 数 量 |
|---|-------------|-------------------|---------|
| 1 | さんま | 北太平洋さんま漁業 | 335,000 |
| 2 | すけとうだら | 沖合底びき網漁業 | 176,600 |
| 3 | まあじ | 大中型まき網漁業 | 87,000 |
| 4 | まいわし | 大中型まき網漁業 | 170,000 |
| 5 | まさば及びごまさば | 大中型まき網漁業 | 392,000 |
| 6 | するめいか | 沖合底びき網漁業 | 54,000 |
| | | 大中型まき網漁業 | 16,600 |
| | | いか釣り漁業 | 69,200 |
| | | 小型するめいか釣り漁業 | 95,400 |
| 7 | ずわいがに | 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業 | 4,656 |

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁

1項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の3の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

- 2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

| | 第1種特定海洋生物資源 | 指定漁業等の種類 | 数 量 |
|---|-------------|-------------------|---------|
| 1 | さんま | 北太平洋さんま漁業 | 335,000 |
| 2 | すけとうだら | 沖合底びき網漁業 | 166,600 |
| 3 | まあじ | 大中型まき網漁業 | 87,000 |
| 4 | まいわし | 大中型まき網漁業 | 128,000 |
| 5 | まさば及びごまさば | 大中型まき網漁業 | 392,000 |
| 6 | するめいか | 沖合底びき網漁業 | 54,000 |
| | | 大中型まき網漁業 | 16,600 |
| | | いか釣り漁業 | 69,200 |
| | | 小型するめいか釣り漁業 | 95,400 |
| 7 | ずわいがに | 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業 | 4,656 |

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）第1条第1項各号に掲げる漁業（特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。）をいう。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の3の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(新規)

(単位：トン)

| | 第1種特定 海洋生物資源 | 指定漁業等の種類 | 数 量 |
|---|-----------------|-------------|---------|
| 1 | さんま | 北太平洋さんま漁業 | |
| 2 | すけとうだら | 沖合底びき網漁業 | |
| 3 | まあじ | 大中型まき網漁業 | 78,000 |
| 4 | まいわし | 大中型まき網漁業 | 188,000 |
| 5 | まさば及びごまさば | 大中型まき網漁業 | |
| 6 | するめいか | 沖合底びき網漁業 | 51,900 |
| | | 大中型まき網漁業 | 16,000 |
| | | いか釣り漁業 | 66,500 |
| | | 小型するめいか釣り漁業 | 91,600 |

| | | |
|---|-------|-----------------------|
| 7 | ずわいがに | 沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業 |
|---|-------|-----------------------|

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

(削除)

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

| | 第1種特定 海洋生物資源 | 操 業 区 域 | 数 量 |
|---|-----------------|---------------|---------|
| 1 | すけとうだら | (1) 日本海の海域 | 6,600 |
| | | (2) オホーツク海の海域 | 52,000 |
| | | (3) 太平洋の海域 | 113,000 |
| 2 | ずわいがに | (1) A海域 | 3,527 |
| | | (2) B海域 | 29 |
| | | (3) D海域 | 875 |
| | | (4) E海域 | 385 |

(注1) 日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能

登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

（注2）A海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第1号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第2号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第4号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第5号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

| | 第1種特定海洋生物資源 | 操業区域 | 数量 |
|---|-------------|---------------|---------|
| 1 | すけとうだら | (1) 日本海の海域 | 6,600 |
| | | (2) オホーツク海の海域 | 59,000 |
| | | (3) 太平洋の海域 | 111,000 |

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

| | 第1種特定海洋生物資源 | 操業区域 | 数量 |
|---|-------------|---------------|---------|
| 1 | すけとうだら | (1) 日本海の海域 | 6,600 |
| | | (2) オホーツク海の海域 | 59,000 |
| | | (3) 太平洋の海域 | 101,000 |

| | | | |
|---|-------|---------|--------|
| 2 | ずわいがに | (1) A海域 | 3, 217 |
| | | (2) B海域 | 28 |
| | | (3) D海域 | 875 |
| | | (4) E海域 | 536 |

(注1) 日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

(注2) A海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第1号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第2号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第4号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項中海域の欄第5号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間

| | | | |
|---|-------|---------|--------|
| 2 | ずわいがに | (1) A海域 | 3, 217 |
| | | (2) B海域 | 28 |
| | | (3) D海域 | 875 |
| | | (4) E海域 | 536 |

(注) 操業区域の欄の海域は上記1と同様とする。

(新規)

別の数量は定めない。

(単位:トン)

| | 第1種特定 海洋生物資源 | 操業区域 | 数 量 |
|---|-----------------|---------------|-----|
| 1 | すけとうだら | (1) 日本海の海域 | |
| | | (2) オホーツク海の海域 | |
| | | (3) 太平洋の海域 | |
| 2 | ずわいがに | (1) A海域 | |
| | | (2) B海域 | |
| | | (3) D海域 | |
| | | (4) E海域 | |

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

(削除)

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成17年~19年(するめいかについては平成18年~20年)。以下、本項において同じ。)の漁獲実績が概ね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まさば及びごまさば、するめいかについては過去の漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府

県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。なお、まいわしについては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で混獲による採捕のウエイトが高まっているために一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、過去の漁獲実績が概ね30トン以上ある都道府県について、全て「若干」としているところであり、この場合の管理のあり方は、他の資源と同様である。

(1) さんま

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|--------|
| 北海道 | 48,000 |
| 岩手県 | 7,000 |

宮城県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|---------|
| 北海道 | 113,900 |

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

(3) まあじ

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|-----|
|-------|-----|

| | |
|------|--------|
| 千葉県 | 5,000 |
| 三重県 | 6,000 |
| 和歌山県 | 5,000 |
| 島根県 | 37,000 |
| 山口県 | 6,000 |
| 愛媛県 | 8,000 |
| 長崎県 | 23,000 |
| 大分県 | 4,000 |
| 宮崎県 | 5,000 |
| 鹿児島県 | 6,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数量 |
|-------|--------|
| 東京都 | 19,000 |
| 静岡県 | 19,000 |

| | |
|------|--------|
| 三重県 | 37,000 |
| 和歌山県 | 11,000 |
| 島根県 | 22,000 |
| 高知県 | 9,000 |
| 長崎県 | 24,000 |
| 宮崎県 | 23,000 |
| 鹿児島県 | 25,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、島取県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|-----|
| 北海道 | 168 |
| 秋田県 | 27 |
| 山形県 | 61 |
| 新潟県 | 236 |
| 富山県 | 40 |
| 石川県 | 472 |

| | |
|-----|-----|
| 福井県 | 273 |
| 京都府 | 85 |

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第3の3に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成20年～22年(するめいについては平成18年～20年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まさば及びごまさば並びにするめいについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。なお、まいわしについては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で混獲による採捕のウエイトが高まっているために一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、過去の漁獲実績がおおむね30トン以上ある都道府県について、全て「若干」としているところであり、この場合の管理のあり方は、他の資源と同様である。

(1) さんま

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成20年～22年(するめいについては平成18年～20年)。以下、本項において同じ。）の漁獲実績が概ね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まさば及びごまさば、するめいについては過去の漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。なお、まいわしについては、資源の減少に伴い漁獲量が低い水準で推移していることに加えて、漁場形成が不安定で混獲による採捕のウエイトが高まっているために一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、過去の漁獲実績が概ね30トン以上ある都道府県について、全て「若干」としているところであり、この場合の管理のあり方は、他の資源と同様である。

(1) さんま

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|--------|
| 北海道 | 48,000 |
| 岩手県 | 7,000 |
| 三重県 | 4,000 |

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|----------------|
| 北海道 | <u>110,900</u> |

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

(3) まあじ

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|--------|
| 和歌山県 | 4,000 |
| 島根県 | 38,000 |
| 山口県 | 6,000 |
| 愛媛県 | 5,000 |
| 長崎県 | 27,000 |
| 鹿児島県 | 7,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|--------|
| 北海道 | 48,000 |
| 岩手県 | 7,000 |
| 三重県 | 4,000 |

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|---------------|
| 北海道 | <u>93,900</u> |

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

(3) まあじ

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|--------|
| 和歌山県 | 4,000 |
| 島根県 | 38,000 |
| 山口県 | 6,000 |
| 愛媛県 | 5,000 |
| 長崎県 | 27,000 |
| 鹿児島県 | 7,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|--------|
| 東京都 | 20,000 |
| 静岡県 | 19,000 |
| 三重県 | 42,000 |
| 和歌山県 | 12,000 |
| 島根県 | 22,000 |
| 高知県 | 9,000 |
| 長崎県 | 24,000 |
| 宮崎県 | 16,000 |
| 鹿児島県 | 17,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|--------|
| 東京都 | 20,000 |
| 静岡県 | 19,000 |
| 三重県 | 42,000 |
| 和歌山県 | 12,000 |
| 島根県 | 22,000 |
| 高知県 | 9,000 |
| 長崎県 | 24,000 |
| 宮崎県 | 16,000 |
| 鹿児島県 | 17,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、

富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|-------|
| 北海道 | 1 6 8 |
| 秋田県 | 3 0 |
| 山形県 | 5 8 |
| 新潟県 | 3 3 0 |
| 富山県 | 3 3 |
| 石川県 | 4 0 8 |
| 福井県 | 2 4 2 |
| 京都府 | 9 7 |

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第3の3に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成20年～22年(するめいについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、ま

富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|-------|
| 北海道 | 1 6 8 |
| 秋田県 | 3 0 |
| 山形県 | 5 8 |
| 新潟県 | 3 3 0 |
| 富山県 | 3 3 |
| 石川県 | 4 0 8 |
| 福井県 | 2 4 2 |
| 京都府 | 9 7 |

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第3の4に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

(新規)

いわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|-----|
| | |

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|-----|
| | |

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(3) まあじ

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|--------|
| 和歌山県 | 4,000 |
| 島根県 | 34,000 |
| 山口県 | 6,000 |
| 愛媛県 | 5,000 |

| | |
|------|--------|
| 長崎県 | 24,000 |
| 鹿児島県 | 6,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|--------|
| 千葉県 | 16,000 |
| 神奈川県 | 21,000 |
| 静岡県 | 14,000 |
| 愛知県 | 10,000 |
| 三重県 | 28,000 |
| 島根県 | 28,000 |
| 高知県 | 15,000 |

北海道、岩手県、宮城県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

| 都道府県名 | 数 量 |
|-------|-----|
| | |

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設

定する。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

| <u>都道府県名</u> | <u>数 量</u> |
|--------------|------------|
| | |

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第7 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

第8 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

- 1 漁獲努力可能量の設定は、資源状況等を踏まえて資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、資源管理指針により減船、休漁、保護区域の設定などの漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとする。

第7 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

第8 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

- 1 漁獲努力可能量の設定は、資源状況等を踏まえて資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、資源管理指針により減船、休漁、保護区域の設定などの漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとする。

(削除)

2 第2種特定海洋生物資源ごとの平成23年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は以下の(1)～(8)のとおりとする。

(1) あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業(漁業法(昭和24年法律第267号。以下同じ)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)のうち手繰第1種漁業(小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号。以下同じ。)第1条第1項第1号に規定する種類のをいう。以下同じ。)の漁獲努力量で22,320(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|-------------------|---|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業(うち1そうびき) | 東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く) | 平成23年4月1日から平成23年5月31日まで | 2 |
| 沖合底びき網漁業(うち2そうびき) | 東経132度30分の線以東、東経134度3 | 平成23年4月1日から平成2 | 6 |

| | | | |
|--|---|---|----------|
| <u>びき)</u> | <u>0分の線以西の日本海</u> | <u>3年5月31日</u> <u>まで</u> | |
| <u>小型機船底びき</u> <u>網漁業(うち手</u> <u>繰第1種漁業)</u> | <u>石川県の地先水面から</u> <u>京都府の地先水面(日本</u> <u>海に限る)まで</u> | <u>平成23年4月</u> <u>1日から平成2</u> <u>3年5月31日</u> <u>まで</u> | <u>1</u> |

(2) いかなぎ

いかなぎの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなぎの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616(隻日)とする。

| <u>採捕の種類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> |
|-----------------|--|--|
| <u>沖合底びき網漁業</u> | <u>北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から</u> <u>43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から</u> <u>74度00分の線以南のオホーツク海</u> | <u>平成23年7月1日</u> <u>から平成23年8月</u> <u>31日まで</u> |

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62,818(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|-----------------------|--|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業 | 北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋 | 平成23年5月1日から平成23年6月30日まで | 10 |
| | 青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋 | 平成23年3月1日から平成23年4月30日まで | |
| | 岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋 | 平成23年2月1日から平成23年3月31日まで | |
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業） | 青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面 | 平成23年5月1日から平成23年6月30日まで | 1 |

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係

る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から2月までのさわら流し網漁業（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号。以下「省令」という。）第1条第6号に規定するさわら流し網漁業をいう。以下同じ。）の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係数 |
|------------------------------|---|---|----|
| 中型まき網漁業 (うちさわらを採捕目的とするもの) | 瀬戸内海 | 平成23年6月1日 から平成23年8月31日まで | 10 |
| はなつぎ網漁業 | | 平成23年5月6日 から平成23年6月15日まで | 5 |
| さわら流し網漁業 | (1)瀬戸内海 (2)愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬突端と大分県大分市関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域（以下「宇和海」という） | 平成23年4月1日 から平成23年7月31日まで及び平成23年9月1日 から平成23年12月31日までの期間から府県別に定める期間 | 1 |
| さわら船びき網 | 瀬戸内海 | 平成23年5月1日 | 5 |

| | <u>漁業</u> | <u>日から平成23年</u> <u>6月15日まで</u> | | | | | | | |
|---|------------|--|--|-------|-----|-----|---|------------|--|
| <p>(注1) <u>中型まき網漁業とは、漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業をいう。以下同じ。</u></p> <p>(注2) <u>はなつぎ網漁業とは、省令第1条第5号に規定するはなつぎ網漁業をいう。以下同じ。</u></p> <p>(注3) <u>さわら船びき網漁業とは、省令第1条第7号に規定するさわら船びき網漁業をいう。以下同じ。</u></p> <p>(注4) <u>瀬戸内海とは、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第27条に規定する瀬戸内海海域をいう。以下同じ。</u></p> <p><u>(5) とらふぐ</u></p> <p><u>とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。</u></p> <p><u>とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業(小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第3号に規定する種類のをいう。以下同じ。)であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業(小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第5号に規定する種類のをいう。以下同じ。)の漁獲努力量で7,953(隻日)とする。</u></p> | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 1102 1393 1155">採捕の種類</th> <th data-bbox="1393 1102 1776 1155">海 域</th> <th data-bbox="1776 1102 2098 1155">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1155 1393 1474"> <u>小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)</u> </td> <td data-bbox="1393 1155 1776 1474"> <u>三河湾</u> </td> <td data-bbox="1776 1155 2098 1474"> <u>平成23年10月1</u> <u>日から平成23年1</u> <u>0月31日まで</u> </td> </tr> </tbody> </table> | | | | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | <u>小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)</u> | <u>三河湾</u> | <u>平成23年10月1</u> <u>日から平成23年1</u> <u>0月31日まで</u> |
| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | | | | | | | |
| <u>小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)</u> | <u>三河湾</u> | <u>平成23年10月1</u> <u>日から平成23年1</u> <u>0月31日まで</u> | | | | | | | |

| | | |
|--|-----|-----------------------------------|
| 小型機船底びき網 漁業(うちその他の 小型機船底びき網 漁業) | 伊勢湾 | 平成23年11月1 日から平成23年1 1月30日まで |
|--|-----|-----------------------------------|

(注1) 三河湾とは、愛知県知多郡南知多町大字師崎林崎及び同県同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

(注2) 伊勢湾とは、三重県鳥羽市小浜町西崎、桃取町島ヶ崎、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域から三河湾を除いた海域をいう。以下同じ。

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係数 |
|----------------|--|--------------------------|----|
| 沖合底びき網漁業 | 青森県東津軽郡龍飛崎突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海 | 平成23年9月1日から平成23年10月31日まで | 2 |
| 小型機船底びき網漁業(うち手 | 秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで | 平成23年9月1日から平成23年 | 1 |

| | | | | |
|--|-------------------------------------|--|--|--------------------------|
| | <u>繰第1種漁業)</u> | | <u>10月31日まで</u> | |
| | <u>小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)</u> | <u>次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</u> <u>ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点</u> <u>イ アから西北西の線上15海里の点</u> <u>ウ 新潟市新川の最大高潮時における河口の中心点(以下「新川河口中心点」という。)</u> <u>と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点</u> <u>エ 新川河口中心点</u> | <u>平成23年9月16日から平成23年10月31日まで</u> | <u>2</u> |
| | <u>かれい固定式刺し網漁業</u> | <u>秋田県の地先水面(ただし第2種共同漁業権水域を除く)</u> <u>山形県の地先水面</u> | <u>平成23年2月1日から平成23年3月31日まで</u> <u>平成23年3月1日から平成23年4月30日まで</u> | <u>0.5</u> <u>0.5</u> |
| <u>(注) かれい固定式刺し網漁業とは、省令第1条第4号に規定するかれい固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。</u> | | | | |
| <u>(7) まこがれい</u> | | | | |

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第2号に規定する種類のことをいう。以下同じ。）及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16,260（隻日）とする。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 |
|--------------------------------|-----|-------------------------|
| 小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業) | 周防灘 | 平成23年1月1日から平成23年2月10日まで |

(注) 周防灘とは、次のア、イの2点を結んだ線及びウ、エ、オ、カの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所

イ 福岡県北九州市門司区門司埼灯台

ウ 大分県国東市国東町富来港灯台

エ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

オ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市杵崎西端と大分県国東市国東町富来港灯台とを結ぶ線との交点

カ 山口県光市杵崎西端

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|------------------------------|---|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業 | 宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋 | 平成23年4月1日から平成23年6月30日まで | 10 |
| 小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで | 平成23年4月1日から平成23年6月30日まで | 1 |

2 第2種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の（1）～（8）のとおりとする。

（1）あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）のうち手繰第1種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは、

3 第2種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は以下の（1）～（8）のとおりとする。

（1）あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|-------|-----|-----|-----|
|-------|-----|-----|-----|

次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|-----------------------|---|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業（うち1そうびき） | 東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く） | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 2 |
| 沖合底びき網漁業（うち2そうびき） | 東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海 | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 6 |
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業） | 石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る）まで | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 1 |

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

| | | | |
|-----------------------|---|-------------------------|---|
| 沖合底びき網漁業（うち1そうびき） | 東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く） | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 2 |
| 沖合底びき網漁業（うち2そうびき） | 東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海 | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 6 |
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業） | 石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る）まで | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 1 |

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 |
|----------|---|-------------------------|
| 沖合底びき網漁業 | 北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海 | 平成24年7月1日から平成24年8月31日まで |

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62,818(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|----------|--|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業 | <u>北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)</u> と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋 | 平成24年5月1日から平成24年6月30日まで | 10 |

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 |
|----------|---|-------------------------|
| 沖合底びき網漁業 | 北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海 | 平成24年7月1日から平成24年8月31日まで |

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62,818(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|----------|--|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業 | <u>北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端</u> とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋 | 平成24年5月1日から平成24年6月30日まで | 10 |

| | | | |
|-----------------------|--|-------------------------|---|
| | 洋 | | |
| | 青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋 | 平成24年3月1日から平成24年4月30日まで | |
| | 岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋 | 平成24年2月1日から平成24年3月31日まで | |
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業） | 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面 | 平成24年5月1日から平成24年6月30日まで | 1 |

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から翌年2月までのさわら流し網漁業（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号。以下「省令」という。）第1条第6号に規定するさわら流し網漁業をいう。以下同じ。）の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係数 |
|----------------|------|------------------|----|
| 中型まき網漁業（うちさわらを | 瀬戸内海 | 平成24年6月1日から平成24年 | 10 |

| | | | |
|-----------------------|--|-------------------------|---|
| | 青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋 | 平成24年3月1日から平成24年4月30日まで | |
| | 岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋 | 平成24年2月1日から平成24年3月31日まで | |
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業） | 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面 | 平成24年5月1日から平成24年6月30日まで | 1 |

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から2月までのさわら流し網漁業の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係数 |
|--------------------------|------|-------------------------|----|
| 中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの） | 瀬戸内海 | 平成24年6月1日から平成24年8月31日まで | 10 |
| はなつぎ網漁業 | | 平成24年5月6日 | 5 |

| | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|--|-----------|-------------------|---|---|
| 採捕目的とするもの) | | 8月31日まで | | | | 日から平成24年6月15日まで | | |
| はなつぎ網漁業 | | 平成24年5月6日から平成24年6月15日まで | 5 | | さわら流し網漁業 | (1)瀬戸内海 (2)宇和海 | 平成24年4月1日から平成24年7月31日まで及び平成24年9月1日から平成24年12月31日までの期間から府県別に定める期間 | 1 |
| さわら流し網漁業 | (1)瀬戸内海 (2) <u>愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬突端と大分県大分市関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域（以下「宇和海」という）</u> | 平成24年4月1日から平成24年7月31日まで及び平成24年9月1日から平成24年12月31日までの期間から府県別に定める期間 | 1 | | さわら船びき網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年5月1日から平成24年6月15日まで | 5 |
| さわら船びき網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年5月1日から平成24年6月15日まで | 5 | | | | | |

(注1) 中型まき網漁業とは、漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業をいう。以下同じ。

(注2) はなつぎ網漁業とは、省令第1条第5号に規定するはなつぎ網漁業をいう。以下同じ。

(注3) さわら船びき網漁業とは、省令第1条第7号に規定するさわら船びき網漁業をいう。以下同じ。

(注4) 瀬戸内海とは、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条に規定する瀬戸内海海域をいう。以下同じ。

(5) とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業(小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第3号に規定する種類のことをいう。以下同じ。)であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業(小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第5号に規定する種類のことをいう。以下同じ。)の漁獲努力量で7,953(隻日)とする。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 |
|--|-----|---------------------------|
| 小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業) | 三河湾 | 平成24年10月1日から平成24年10月31日まで |
| 小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業) | 伊勢湾 | 平成24年11月1日から平成24年11月30日まで |

(注1) 三河湾とは、愛知県知多郡南知多町大字師崎林崎及び同県同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

(注2) 伊勢湾とは、三重県鳥羽市小浜町西崎、桃取町島ヶ崎、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域から三河

(5) とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で7,953(隻日)とする。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 |
|--|-----|---------------------------|
| 小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業) | 三河湾 | 平成24年10月1日から平成24年10月31日まで |
| 小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業) | 伊勢湾 | 平成24年11月1日から平成24年11月30日まで |

湾を除いた海域をいう。以下同じ。

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係数 |
|------------------------------|---|---------------------------|----|
| 沖合底びき網漁業 | 青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海 | 平成24年9月1日から平成24年10月31日まで | 2 |
| 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで | 平成24年9月1日から平成24年10月31日まで | 1 |
| 小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業) | 次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ <u>新潟市新川の最大</u> | 平成24年9月16日から平成24年10月31日まで | 2 |

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係数 |
|------------------------------|--|---------------------------|----|
| 沖合底びき網漁業 | 青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海 | 平成24年9月1日から平成24年10月31日まで | 2 |
| 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで | 平成24年9月1日から平成24年10月31日まで | 1 |
| 小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業) | 次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ <u>新川河口中心点</u> と | 平成24年9月16日から平成24年10月31日まで | 2 |

| | | | |
|-------------|---|-------------------------|-----|
| | <u>高潮時における河口の中心点（以下「新川河口中心点」といふ。）</u> と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点 | | |
| かれい固定式刺し網漁業 | 秋田県の地先水面（ただし第2種共同漁業権水域を除く） | 平成24年2月1日から平成24年3月31日まで | 0.5 |
| | 山形県の地先水面 | 平成24年3月1日から平成24年4月30日まで | 0.5 |

(注) くれい固定式刺し網漁業とは、省令第1条第4号に規定するくれい固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第2号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16, 260（隻日）とする。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 |
|--------------------------------|-----|-------------------------|
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成24年1月1日から平成24年2月10日まで |

| | | | |
|-------------|--|-------------------------|-----|
| | 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点 | | |
| かれい固定式刺し網漁業 | 秋田県の地先水面（ただし第2種共同漁業権水域を除く） | 平成24年2月1日から平成24年3月31日まで | 0.5 |
| | 山形県の地先水面 | 平成24年3月1日から平成24年4月30日まで | 0.5 |

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16, 260（隻日）とする。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 |
|--------------------------------|-----|-------------------------|
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成24年1月1日から平成24年2月10日まで |

3種漁業)

(注) 周防灘とは、次のア、イの2点を結んだ線及びウ、エ、オ、カの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいう。
以下同じ。

ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所

イ 福岡県北九州市門司区門司崎灯台

ウ 大分県国東市国東港富来浦北防波堤灯台

エ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

オ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来浦北防波堤灯台とを結ぶ線との交点

カ 山口県光市大字室積村杵崎西端

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|----------|---|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業 | 宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋 | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 10 |

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346(隻日)とする。これは次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|----------|---|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業 | 宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋 | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 10 |

| | | | | | | | |
|------------------------------|----------------------|-------------------------|---|------------------------------|----------------------|-------------------------|---|
| 小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 1 | 小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 1 |
|------------------------------|----------------------|-------------------------|---|------------------------------|----------------------|-------------------------|---|

3 第2種特定海洋生物資源ごとの平成25年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(8)のとおりとする。

(1) あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で22,320(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|-------------------|---|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業（うち1そうびき） | 東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く） | 平成25年4月1日から平成25年5月31日まで | 2 |
| 沖合底びき網漁 | 東経132度30分の | 平成25年4月 | 6 |

(新規)

| | | | |
|-----------------------|------------------------------|-------------------------|---|
| 業（うち2そうびき） | 線以东、東経134度30分の線以西の日本海 | 1日から平成25年5月31日まで | |
| 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業） | 石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る）まで | 平成25年4月1日から平成25年5月31日まで | 1 |

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 |
|----------|---|-------------------------|
| 沖合底びき網漁業 | 北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海 | 平成25年7月1日から平成25年8月31日まで |

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62,818（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係 数 |
|-----------------------|--|-------------------------|-----|
| 沖合底びき網漁業 | 北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋 | 平成25年5月1日から平成25年6月30日まで | 10 |
| | 青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋 | 平成25年3月1日から平成25年4月30日まで | |
| | 岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋 | 平成25年2月1日から平成25年3月31日まで | |
| 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面 | 平成25年5月1日から平成25年6月30日まで | 1 |

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から翌年2月までのさわら流し網漁業の漁獲努力量で121,461(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係数 |
|------------------------------|-------------------|---|----|
| 中型まき網漁業 (うちさわらを採捕目的とするもの) | 瀬戸内海 | 平成25年6月1日 から平成25年 8月31日まで | 10 |
| はなつぎ網漁業 | | 平成25年5月6日 から平成25年 6月15日まで | 5 |
| さわら流し網漁業 | (1)瀬戸内海 (2)宇和海 | 平成25年4月1日 から平成25年 7月31日まで及 び平成25年9月 1日から平成25 年12月31日ま での期間から府県 別に定める期間 | 1 |
| さわら船びき網漁業 | 瀬戸内海 | 平成25年5月1日 から平成25年 6月15日まで | 5 |

(5) とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で7,953(隻日)とする。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 |
|---|------------|----------------------------------|
| <u>小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)</u> | <u>三河湾</u> | <u>平成25年10月1日から平成25年10月31日まで</u> |
| <u>小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)</u> | <u>伊勢湾</u> | <u>平成25年11月1日から平成25年11月30日まで</u> |

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 係数 |
|-------|-----|-----|----|
|-------|-----|-----|----|

| | | | | |
|-------------------------------------|---|---------------------------------|------------|--|
| <u>沖合底びき網漁業</u> | <u>青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海</u> | <u>平成25年9月1日から平成25年10月31日まで</u> | <u>2</u> | |
| <u>小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）</u> | <u>秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで</u> | <u>平成25年9月1日から平成25年10月31日まで</u> | <u>1</u> | |
| <u>小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）</u> | <u>次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</u> <u>ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点</u> <u>イ アから西北西の線上1.5海里の点</u> <u>ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から1.0海里の点</u> <u>エ 新川河口中心点</u> | <u>平成25年9月1日から平成25年10月31日まで</u> | <u>2</u> | |
| <u>かれい固定式刺し網漁業</u> | <u>秋田県の地先水面（ただし第2種共同漁業権水域を除く）</u> | <u>平成25年2月1日から平成25年3月31日まで</u> | <u>0.5</u> | |
| | <u>山形県の地先水面</u> | <u>平成25年3月1日から平成25年4月30日まで</u> | <u>0.5</u> | |

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16,260(隻日)とする。

| <u>採捕の種類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> |
|---------------------------------------|------------|--------------------------------|
| <u>小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)</u> | <u>周防灘</u> | <u>平成25年1月1日から平成25年2月10日まで</u> |

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

| <u>採捕の種類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> | <u>係 数</u> |
|-----------------|--|--------------------------------|------------|
| <u>沖合底びき網漁業</u> | <u>宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋</u> | <u>平成25年4月1日から平成25年6月30日まで</u> | <u>10</u> |
| <u>小型機船底びき</u> | <u>福島県の地先水面から</u> | <u>平成25年4月</u> | <u>1</u> |

| | | | |
|-----------------------|------------|------------------|--|
| 網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 茨城県の地先水面まで | 1日から平成25年6月30日まで | |
|-----------------------|------------|------------------|--|

第9 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類別に定める量に関する事項

(削除)

第9 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類別に定める量に関する事項

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成23年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) あかがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁 獲 努 力 量 (隻日) |
|-------------------|---|-------------------------|----------------|
| 沖合底びき網漁業（うち1そうびき） | 東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く） | 平成23年4月1日から平成23年5月31日まで | 6, 210 |
| 沖合底びき網漁業（うち2そうびき） | 東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本 | 平成23年4月1日から平成23年5月31日 | 575 |

| | <u>海</u> | <u>まで</u> | |
|------------------|--|-------------------------|------------------|
| <u>(2) いかなご</u> | | | |
| <u>指定漁業等の種類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> | <u>漁獲努力量(隻日)</u> |
| 沖合底びき網漁業 | 北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海 | 平成23年7月1日から平成23年8月31日まで | 616 |
| <u>(3) さめがれい</u> | | | |
| <u>指定漁業等の種類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> | <u>漁獲努力量(隻日)</u> |
| 沖合底びき網漁業 | 北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西 | 平成23年5月1日から平成23年6月30日まで | 1,030 |

| | | | |
|--|---|-------------------------|-------|
| | の太平洋 | | |
| | 青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋 | 平成23年3月1日から平成23年4月30日まで | 909 |
| | 岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋 | 平成23年2月1日から平成23年3月31日まで | 4,304 |

(4) まがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|----------|--|--------------------------|-----------|
| 沖合底びき網漁業 | 青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海 | 平成23年9月1日から平成23年10月31日まで | 729 |

(5) やなぎむしがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|----------|--|-------------------------|-----------|
| 沖合底びき網漁業 | 宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の | 平成23年4月1日から平成23年6月30日まで | 6,565 |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| | 太平洋 | | |
|--|-----|--|--|

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) あかがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁 獲 努 力 量 (隻日) |
|-------------------|---|-------------------------|----------------|
| 沖合底びき網漁業(うち1そうびき) | 東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く) | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 6, 210 |
| 沖合底びき網漁業(うち2そうびき) | 東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海 | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 575 |

(2) いかなご

| 指定漁業 | 海 域 | 期 間 | 漁 獲 努 力 |
|------|-----|-----|---------|
|------|-----|-----|---------|

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) あかがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁 獲 努 力 量 (隻日) |
|-------------------|---|-------------------------|----------------|
| 沖合底びき網漁業(うち1そうびき) | 東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く) | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 6, 210 |
| 沖合底びき網漁業(うち2そうびき) | 東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海 | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 575 |

(2) いかなご

| 指定漁業 | 海 域 | 期 間 | 漁 獲 努 力 |
|------|-----|-----|---------|
|------|-----|-----|---------|

| 等の種類 | | | 量 (隻日) |
|----------|---|-------------------------|--------|
| 沖合底びき網漁業 | 北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海 | 平成24年7月1日から平成24年8月31日まで | 616 |

(3) さめがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|----------|---|-------------------------|------------|
| 沖合底びき網漁業 | <u>北緯42度1分東経143度9分2秒の点 (旧幌泉灯台中心点)</u> と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东、東経142度29分47秒の線以西の太平洋 | 平成24年5月1日から平成24年6月30日まで | 1,030 |
| | 青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋 | 平成24年3月1日から平成24年4月30日まで | 909 |

| 等の種類 | | | 量 (隻日) |
|----------|---|-------------------------|--------|
| 沖合底びき網漁業 | 北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海 | 平成24年7月1日から平成24年8月31日まで | 616 |

(3) さめがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|----------|--|-------------------------|------------|
| 沖合底びき網漁業 | <u>北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点</u> と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东、東経142度29分47秒の線以西の太平洋 | 平成24年5月1日から平成24年6月30日まで | 1,030 |
| | 青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋 | 平成24年3月1日から平成24年4月30日まで | 909 |

| | | | |
|--|---|-------------------------|-------|
| | 洋 | まで | |
| | 岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋 | 平成24年2月1日から平成24年3月31日まで | 4,304 |

(4) まがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|----------|--|--------------------------|-----------|
| 沖合底びき網漁業 | 青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海 | 平成24年9月1日から平成24年10月31日まで | 729 |

(5) やなぎむしがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|----------|---|-------------------------|-----------|
| 沖合底びき網漁業 | 宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋 | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 6,565 |

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成25年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類

| | | | |
|--|---|-------------------------|-------|
| | 岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋 | 平成24年2月1日から平成24年3月31日まで | 4,304 |
|--|---|-------------------------|-------|

(4) まがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|----------|--|--------------------------|-----------|
| 沖合底びき網漁業 | 青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海 | 平成24年9月1日から平成24年10月31日まで | 729 |

(5) やなぎむしがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|----------|---|-------------------------|-----------|
| 沖合底びき網漁業 | 宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋 | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 6,565 |

(新規)

別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) あかがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------------|---|-------------------------|-----------|
| 沖合底びき網漁業(うち1そうびき) | 東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く) | 平成25年4月1日から平成25年5月31日まで | 6,210 |
| 沖合底びき網漁業(うち2そうびき) | 東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海 | 平成25年4月1日から平成25年5月31日まで | 575 |

(2) いかなご

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|----------|--------------------------------|-----------------------|-----------|
| 沖合底びき網漁業 | 北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分 | 平成25年7月1日から平成25年8月31日 | 616 |

| | | | |
|--|-------------------------------------|----|--|
| | の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海 | まで | |
|--|-------------------------------------|----|--|

(3) さめがれい

| 指定漁業等の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|----------|--|-------------------------|-----------|
| 沖合底びき網漁業 | 北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东、東経142度29分47秒の線以西の太平洋 | 平成25年5月1日から平成25年6月30日まで | 1,030 |
| | 青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋 | 平成25年3月1日から平成25年4月30日まで | 909 |
| | 岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深 | 平成25年2月1日から平成25年3月31日 | 4,304 |

| | | | |
|--|----------------------|-----------|--|
| | <u>500メートル以深の太平洋</u> | <u>まで</u> | |
|--|----------------------|-----------|--|

(4) まがれい

| <u>指定漁業等の種類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> | <u>漁獲努力量(隻日)</u> |
|-----------------|---|---------------------------------|------------------|
| <u>沖合底びき網漁業</u> | <u>青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海</u> | <u>平成25年9月1日から平成25年10月31日まで</u> | <u>729</u> |

(5) やなぎむしがれい

| <u>指定漁業等の種類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> | <u>漁獲努力量(隻日)</u> |
|-----------------|--|--------------------------------|------------------|
| <u>沖合底びき網漁業</u> | <u>宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋</u> | <u>平成25年4月1日から平成25年6月30日まで</u> | <u>6,565</u> |

第10 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量に関する事項

(削除)

第10 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量に関する事項

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成23年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)

～ (7) のとおりとする。

(1) あかがれい

第8の2の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|-----------------------|-------------------------|---------------|
| 石川県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成23年4月1日から平成23年5月31日まで | 3,884 |
| 福井県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成23年4月1日から平成23年5月31日まで | 2,006 |
| 京都府 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成23年4月1日から平成23年5月31日まで | 560 |

(2) さめかがれい

第8の2の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

| 都道府 県名 | 採捕の種 類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------|-----------|-----|-----|---------------|
|-----------|-----------|-----|-----|---------------|

| | | | | |
|-----|---|--|-------------------------------------|-----|
| 青森県 | 小型機船 底びき網 漁業（う ち手繰第 1種漁業 ） | 青森県下北郡東通 村尻屋埼灯台中心 点と北海道函館市 恵山岬灯台中心点 を結んだ線以東の 青森県の地先水面 | 平成23年5月 1日から平成2 3年6月30日 まで | 388 |
|-----|---|--|-------------------------------------|-----|

(3) さわら

第8の2の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

同一の県に1つの採捕の種類に対して2つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に2つの海域を定めて各海域毎に期間、漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に2つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間、採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

| 都道府 県名 | 採捕の種 類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------|--------------|------|--------------------------------------|---------------|
| 大阪府 | さわら流 し網漁業 | | 平成23年9月 1日から平成2 3年11月30 日まで | 5, 135 |
| 兵庫県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成23年4月 20日から平成 23年6月15 日まで | 3, 140 |
| | はなつぎ | 瀬戸内海 | 平成23年5月 | 2, 020 |

| | | | | | |
|--|------------|---------------------------------|-------------|---------------------------------|---------------|
| | | <u>網漁業</u> | | <u>6日から平成23年6月15日まで</u> | |
| | <u>岡山県</u> | <u>さわら流し網漁業</u> | | <u>平成23年4月20日から平成23年6月15日まで</u> | <u>6,705</u> |
| | | <u>さわら船びき網漁業</u> | | <u>平成23年5月1日から平成23年6月15日まで</u> | <u>74</u> |
| | <u>広島県</u> | <u>さわら流し網漁業</u> | | <u>平成23年4月20日から平成23年6月20日まで</u> | <u>5,813</u> |
| | | <u>中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）</u> | | <u>平成23年6月1日から平成23年8月31日まで</u> | <u>1,288</u> |
| | <u>山口県</u> | <u>さわら流し網漁業</u> | <u>瀬戸内海</u> | <u>平成23年6月16日から平成23年7月31日まで</u> | <u>6,787</u> |
| | | | <u>瀬戸内海</u> | <u>平成23年9月1日から平成23年11月30日まで</u> | <u>13,455</u> |

| | | | | | |
|--|-----|--------------|------|---------------------------------------|--------|
| | 徳島県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成23年4月 11日から平成 23年6月15 日まで | 1,736 |
| | 香川県 | さわら流 し網漁業 | | 平成23年4月 20日から平成 23年6月15 日まで | 10,440 |
| | 愛媛県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成23年4月 1日から平成2 3年6月30日 まで | 16,590 |
| | | | 宇和海 | 平成23年9月 1日から平成2 3年11月30 日まで | 5,880 |
| | | | | 平成23年10 月1日から平成 23年12月3 1日まで | 7,490 |
| | 福岡県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成23年9月 1日から平成2 3年12月31 日まで | 1,440 |
| | 大分県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成23年9月 1日から平成2 3年12月31 日まで | 13,500 |

(4) とらふぐ

第8の2の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

同一の県に2つの海域を定めて各海域ごとに期間、漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|--|-----|-------------------------|---------------|
| 愛知県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であつてとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業) | 三河湾 | 平成23年1月1日から平成23年1月31日まで | 3, 287 |
| | 小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業) | 伊勢湾 | 平成23年1月1日から平成23年1月30日まで | 2, 635 |
| 三重県 | 小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業) | 伊勢湾 | 平成23年1月1日から平成23年1月30日まで | 2, 031 |

(5) まがれい

第8の2の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------|-------------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------|
| 秋田県 | 小型機船 底びき網 漁業(うち手繰第1種漁業) | | 平成23年9月1日から平成23年10月31日まで | 651 |
| | かれい固定式刺し網漁業 | 秋田県の地先水面(ただし第2種共同漁業権水域を除く) | 平成23年2月1日から平成23年3月31日まで | 3,099 |
| 山形県 | 小型機船 底びき網 漁業(うち手繰第1種漁業) | | 平成23年9月1日から平成23年10月31日まで | 1,870 |
| | かれい固定式刺し網漁業 | | 平成23年3月1日から平成24年4月30日まで | 2,147 |
| 新潟県 | 小型機船 底びき網 | 次のア、イ、ウ、エの4点を順次結 | 平成23年9月16日から平成 | 1,843 |

| | | | | | |
|--|--|--|---|------------------------------|--|
| | | <u>漁業（うちその他 の小型機 船底びき 網漁業）</u> | <u>んだ3線と最大高 潮時海岸線とによ って囲まれた海域 ア 山形新潟両県 界の最大高潮 時海岸線上の 点 イ アから西北西 の線上15海 里の点 ウ 新川河口中心 点と佐渡市鴻 ノ瀬鼻灯台中 心点とを結ぶ 線上新川河口 中心点から1 0海里の点 エ 新川河口中心 点</u> | <u>23年10月3 1日ま で</u> | |
|--|--|--|---|------------------------------|--|

(6) まこがれい

第8の2の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

| <u>都道府 県名</u> | <u>採捕の種類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> | <u>漁獲努力量 (隻日)</u> |
|-------------------|--------------------------|------------|--------------------------|-----------------------|
| <u>山口県</u> | <u>小型機船底び き網漁業（う</u> | <u>周防灘</u> | <u>平成23年1 月1日から平</u> | <u>11,685</u> |

| | | | | |
|------------|---|------------|---|---------------|
| | <u>ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業)</u> | | <u>成23年2月 10日まで</u> | |
| <u>福岡県</u> | <u>小型機船底び き網漁業(う ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業)</u> | <u>周防灘</u> | <u>平成23年1 月1日から平 成23年2月 10日まで</u> | <u>2, 130</u> |
| <u>大分県</u> | <u>小型機船底び き網漁業(う ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業)</u> | <u>周防灘</u> | <u>平成23年1 月1日から平 成23年2月 10日まで</u> | <u>2, 445</u> |

(7) やなぎむしがれい

第8の2の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

| <u>都道府県名</u> | <u>採捕の種類</u> | <u>期 間</u> | <u>漁獲努力量 (隻日)</u> |
|--------------|---|---|-----------------------|
| <u>福島県</u> | <u>小型機船底びき網漁業(う ちその他の小型機船底び き網漁業)</u> | <u>平成23年4月 1日から平成2 3年6月30日 まで</u> | <u>1, 776</u> |
| <u>茨城県</u> | <u>小型機船底びき網漁業(う ちその他の小型機船底び き網漁業)</u> | <u>平成23年4月 1日から平成2 3年6月30日 まで</u> | <u>1, 920</u> |

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(7)のとおりとする。

(1) あかがれい

第8の2の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|-----------------------|-------------------------|---------------|
| 石川県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 3,884 |
| 福井県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 2,006 |
| 京都府 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 560 |

(2) さめかがれい

第8の2の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成24年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(7)のとおりとする。

(1) あかがれい

第8の3の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|-----------------------|-------------------------|---------------|
| 石川県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 3,884 |
| 福井県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 2,006 |
| 京都府 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業) | 平成24年4月1日から平成24年5月31日まで | 560 |

(2) さめかがれい

第8の3の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次

表のとおりとする。

| 都道府 県名 | 採捕の種 類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------|---|--|-------------------------------------|---------------|
| 青森県 | 小型機船 底びき網 漁業（う ち手繰第 1種漁業 ） | 青森県下北郡東通 村尻屋埼灯台中心 点と北海道函館市 恵山岬灯台中心点 を結んだ線以東の 青森県の地先水面 | 平成24年5月 1日から平成2 4年6月30日 まで | 388 |

(3) さわら

第8の2の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域毎に期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

| 都道府 県名 | 採捕の種 類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------|--------------|------|--------------------------------------|---------------|
| 大阪府 | さわら流 し網漁業 | | 平成24年9月 1日から平成2 4年11月30 日まで | 5, 135 |
| 兵庫県 | さわら流 | 瀬戸内海 | 平成24年4月 | 3, 140 |

表のとおりとする。

| 都道府 県名 | 採捕の種 類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------|---|--|-------------------------------------|---------------|
| 青森県 | 小型機船 底びき網 漁業（う ち手繰第 1種漁業 ） | 青森県下北郡東通 村尻屋埼灯台中心 点と北海道函館市 恵山岬灯台中心点 を結んだ線以東の 青森県の地先水面 | 平成24年5月 1日から平成2 4年6月30日 まで | 388 |

(3) さわら

第8の3の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

同一の県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの海域を定めて各海域毎に期間、漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間、採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

| 都道府 県名 | 採捕の種 類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------|--------------|------|--------------------------------------|---------------|
| 大阪府 | さわら流 し網漁業 | | 平成24年9月 1日から平成2 4年11月30 日まで | 5, 135 |
| 兵庫県 | さわら流 | 瀬戸内海 | 平成24年4月 | 3, 140 |

| | | | | | | | | | |
|-----|--|-------|--------------------------------------|-------|--|-------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | し網漁業 | | 20日から平成 24年6月15 日まで | | | し網漁業 | | 20日から平成 24年6月15 日まで | |
| | はなつぎ 網漁業 | _____ | 平成24年5月 6日から平成2 4年6月15日 まで | 2,020 | | はなつぎ 網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年5月 6日から平成2 4年6月15日 まで | 2,020 |
| 岡山県 | さわら流 し網漁業 | | 平成24年4月 20日から平成 24年6月15 日まで | 6,705 | | 岡山県 | さわら流 し網漁業 | 平成24年4月 20日から平成 24年6月15 日まで | 6,705 |
| | さわら船 びき網漁 業 | | 平成24年5月 1日から平成2 4年6月15日 まで | 74 | | | さわら船 びき網漁 業 | 平成24年5月 1日から平成2 4年6月15日 まで | 74 |
| 広島県 | さわら流 し網漁業 | | 平成24年4月 20日から平成 24年6月20 日まで | 5,813 | | 広島県 | さわら流 し網漁業 | 平成24年4月 20日から平成 24年6月20 日まで | 5,813 |
| | 中型まき 網漁業（ うちさわ らを採捕 目的とす るもの） | | 平成24年6月 1日から平成2 4年8月31日 まで | 1,288 | | | 中型まき 網漁業（ うちさわ らを採捕 目的とす るもの） | 平成24年6月 1日から平成2 4年8月31日 まで | 1,288 |
| 山口県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年6月 16日から平成 24年7月31 日まで | 6,787 | | 山口県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年6月 16日から平成 24年7月31 日まで |

| | | | | | | | | | |
|-----|----------|------|---------------------------|--------|-----|----------|-------------|---------------------------|--------|
| | | | 平成24年9月1日から平成24年11月30日まで | 13,455 | | | <u>瀬戸内海</u> | 平成24年9月1日から平成24年11月30日まで | 13,455 |
| 徳島県 | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年4月11日から平成24年6月15日まで | 1,736 | 徳島県 | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年4月11日から平成24年6月15日まで | 1,736 |
| 香川県 | さわら流し網漁業 | | 平成24年4月20日から平成24年6月15日まで | 10,440 | 香川県 | さわら流し網漁業 | | 平成24年4月20日から平成24年6月15日まで | 10,440 |
| 愛媛県 | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 16,590 | 愛媛県 | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 16,590 |
| | | | 平成24年9月1日から平成24年11月30日まで | 5,880 | | | | 平成24年9月1日から平成24年11月30日まで | 5,880 |
| | | 宇和海 | 平成24年10月1日から平成24年12月31日まで | 7,490 | | | 宇和海 | 平成24年10月1日から平成24年12月31日まで | 7,490 |
| 福岡県 | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年9月1日から平成24年12月31日まで | 1,440 | 福岡県 | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年9月1日から平成24年12月31日まで | 1,440 |
| 大分県 | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年9月1日から平成24年11月30日まで | 13,500 | 大分県 | さわら流し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成24年9月1日から平成24年11月30日まで | 13,500 |

| | | | | |
|--|------|--|-------------------|--|
| | し網漁業 | | 1日から平成24年12月31日まで | |
|--|------|--|-------------------|--|

(4) とらふぐ

第8の2の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------|--|-----|---------------------------|-----------|
| 愛知県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業) | 三河湾 | 平成24年10月1日から平成24年10月31日まで | 3, 287 |
| | 小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業) | 伊勢湾 | 平成24年1月1日から平成24年1月30日まで | 2, 635 |
| 三重県 | 小型機船底びき網漁業(うちその | 伊勢湾 | 平成24年1月1日から | 2, 031 |

| | | | | |
|--|------|--|-------------------|--|
| | し網漁業 | | 1日から平成24年12月31日まで | |
|--|------|--|-------------------|--|

(4) とらふぐ

第8の3の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間、漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------|--|-----|---------------------------|-----------|
| 愛知県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業) | 三河湾 | 平成24年10月1日から平成24年10月31日まで | 3, 287 |
| | 小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業) | 伊勢湾 | 平成24年1月1日から平成24年1月30日まで | 2, 635 |
| 三重県 | 小型機船底びき網漁業(うちその | 伊勢湾 | 平成24年1月1日から | 2, 031 |

| | | | | |
|--|-------------------|--|----------------------|--|
| | 他の小型機船底 びき網漁業) | | 平成24年1 月30日ま で | |
|--|-------------------|--|----------------------|--|

(5) まがれい

第8の2の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

| 都道府 県名 | 採捕の種 類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------|---|--|--------------------------------------|---------------|
| 秋田県 | 小型機船 底びき網 漁業(う ち手繰第 1種漁業) | | 平成24年9月 1日から平成2 4年10月31 日まで | 651 |
| | かれい固 定式刺し 網漁業 | 秋田県の地先水面 (ただし第2種共 同漁業権水域を除 く) | 平成24年2月 1日から平成2 4年3月31日 まで | 3,099 |
| 山形県 | 小型機船 底びき網 漁業(う ち手繰第 1種漁業) | | 平成24年9月 1日から平成2 4年10月31 日まで | 1,870 |
| | かれい固 定式刺し | | 平成24年3月 1日から平成2 | 2,147 |

| | | | | |
|--|-------------------|--|----------------------|--|
| | 他の小型機船底 びき網漁業) | | 平成24年1 月30日ま で | |
|--|-------------------|--|----------------------|--|

(5) まがれい

第8の3の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

| 都道府 県名 | 採捕の種 類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----------|---|--|--------------------------------------|---------------|
| 秋田県 | 小型機船 底びき網 漁業(う ち手繰第 1種漁業) | | 平成24年9月 1日から平成2 4年10月31 日まで | 651 |
| | かれい固 定式刺し 網漁業 | 秋田県の地先水面 (ただし第2種共 同漁業権水域を除 く) | 平成24年2月 1日から平成2 4年3月31日 まで | 3,099 |
| 山形県 | 小型機船 底びき網 漁業(う ち手繰第 1種漁業) | | 平成24年9月 1日から平成2 4年10月31 日まで | 1,870 |
| | かれい固 定式刺し | | 平成24年3月 1日から平成2 | 2,147 |

| | 網漁業 | | 4年4月30日 まで | | | 網漁業 | | 4年4月30日 まで | |
|-----|--|--|---|--------|-----|--|--|---|--------|
| 新潟県 | 小型機船 底びき網 漁業（う ちその他 の小型機 船底びき 網漁業） | 次のア、イ、ウ、 エの4点を順次結 んだ3線と最大高 潮時海岸線とによ って囲まれた海域 ア 山形新潟両県 界の最大高潮 時海岸線上の 点 イ アから西北西 の線上15海 里の点 ウ 新川河口中心 点と佐渡市鴻 ノ瀬鼻灯台中 心点とを結ぶ 線上新川河口 中心点から1 0海里の点 エ 新川河口中心 点 | 平成24年9月 16日から平成 24年10月3 1日ま で | 1, 843 | 新潟県 | 小型機船 底びき網 漁業（う ちその他 の小型機 船底びき 網漁業） | 次のア、イ、ウ、 エの4点を順次結 んだ3線と最大高 潮時海岸線とによ って囲まれた海域 ア 山形新潟両県 界の最大高潮 時海岸線上の 点 イ アから西北西 の線上15海 里の点 ウ 新川河口中心 点と佐渡市鴻 ノ瀬鼻灯台中 心点とを結ぶ 線上新川河口 中心点から1 0海里の点 エ 新川河口中心 点 | 平成24年9月 16日から平成 24年10月3 1日ま で | 1, 843 |

(6) まこがれい

第8の2の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

(6) まこがれい

第8の3の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|--------------------------------|-----|-------------------------|---------------|
| 山口県 | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成24年1月1日から平成24年2月10日まで | 11,685 |
| 福岡県 | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成24年1月1日から平成24年2月10日まで | 2,130 |
| 大分県 | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成24年1月1日から平成24年2月10日まで | 2,445 |

(7) やなぎむしがれい

第8の2の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|------------------------------|-------------------------|---------------|
| 福島県 | 小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 1,776 |

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|--------------------------------|-----|-------------------------|---------------|
| 山口県 | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成24年1月1日から平成24年2月10日まで | 11,685 |
| 福岡県 | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成24年1月1日から平成24年2月10日まで | 2,130 |
| 大分県 | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業） | 周防灘 | 平成24年1月1日から平成24年2月10日まで | 2,445 |

(7) やなぎむしがれい

第8の3の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、下表のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|------------------------------|-------------------------|---------------|
| 福島県 | 小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 1,776 |

| | | | |
|-----|------------------------------|-------------------------|-------|
| 茨城県 | 小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 1,920 |
|-----|------------------------------|-------------------------|-------|

| | | | |
|-----|------------------------------|-------------------------|-------|
| 茨城県 | 小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで | 1,920 |
|-----|------------------------------|-------------------------|-------|

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成25年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(7)のとおりとする。

(新規)

(1) あかがれい

第8の3の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|-----------------------|-------------------------|---------------|
| 石川県 | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業） | 平成25年4月1日から平成25年5月31日まで | 3,884 |
| 福井県 | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業） | 平成25年4月1日から平成25年5月31日まで | 2,006 |
| 京都府 | 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業） | 平成25年4月1日から平成25年5月31日まで | 560 |

(2) さめかがれい

第8の3の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|---|--|-------------------------------------|---------------|
| 青森県 | 小型機船 底びき網 漁業(うち 手繰第 1種漁業) | 青森県下北郡東通 村尻屋埼灯台中心 点と北海道函館市 恵山岬灯台中心点 を結んだ線以東の 青森県の地先水面 | 平成25年5月 1日から平成2 5年6月30日 まで | 388 |

(3) さわら

第8の3の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域毎に期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|-------|-----|---------|---------------|
| 大阪府 | さわら流 | | 平成25年9月 | 5,135 |

| | | | | |
|------------|---------------------------------|-------------|---------------------------------|---------------|
| | <u>し網漁業</u> | | <u>1日から平成25年11月30日まで</u> | |
| <u>兵庫県</u> | <u>さわら流し網漁業</u> | <u>瀬戸内海</u> | <u>平成25年4月20日から平成25年6月15日まで</u> | <u>3, 140</u> |
| | <u>はなつぎ網漁業</u> | | <u>平成25年5月6日から平成25年6月15日まで</u> | <u>2, 020</u> |
| <u>岡山県</u> | <u>さわら流し網漁業</u> | | <u>平成25年4月20日から平成25年6月15日まで</u> | <u>6, 705</u> |
| | <u>さわら船びき網漁業</u> | | <u>平成25年5月1日から平成25年6月15日まで</u> | <u>74</u> |
| <u>広島県</u> | <u>さわら流し網漁業</u> | | <u>平成25年4月20日から平成25年6月20日まで</u> | <u>5, 813</u> |
| | <u>中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）</u> | | <u>平成25年6月1日から平成25年8月31日まで</u> | <u>1, 288</u> |

| | | | | |
|-----|--------------|------|---------------------------------------|---------|
| 山口県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成25年6月 16日から平成 25年7月31 日まで | 6, 787 |
| | | | 平成25年9月 1日から平成2 5年11月30 日まで | 13, 455 |
| 徳島県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成25年4月 11日から平成 25年6月15 日まで | 1, 736 |
| 香川県 | さわら流 し網漁業 | | 平成25年4月 20日から平成 25年6月15 日まで | 10, 440 |
| 愛媛県 | さわら流 し網漁業 | 瀬戸内海 | 平成25年4月 1日から平成2 5年6月30日 まで | 16, 590 |
| | | | 平成25年9月 1日から平成2 5年11月30 日まで | 5, 880 |
| | | 宇和海 | 平成25年10 月1日から平成 25年12月3 1日まで | 7, 490 |
| 福岡県 | さわら流 | 瀬戸内海 | 平成25年9月 | 1, 440 |

| | | | | |
|------------|-----------------|-------------|---------------------------------|---------------|
| | <u>し網漁業</u> | | <u>1日から平成25年12月31日まで</u> | |
| <u>大分県</u> | <u>さわら流し網漁業</u> | <u>瀬戸内海</u> | <u>平成25年9月1日から平成25年12月31日まで</u> | <u>13,500</u> |

(4) とらふぐ

第8の3の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

| <u>都道府県名</u> | <u>採捕の種類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> | <u>漁獲努力量 (隻日)</u> |
|--------------|---|------------|----------------------------------|-----------------------|
| <u>愛知県</u> | <u>小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)</u> | <u>三河湾</u> | <u>平成25年10月1日から平成25年10月31日まで</u> | <u>3,287</u> |
| | <u>小型機船底びき網漁業(うちその他的小型機船底</u> | <u>伊勢湾</u> | <u>平成25年1月1日から平成25年1</u> | <u>2,635</u> |

| | | | | |
|------------|--|------------|--|--------------|
| | <u>びき網漁業)</u> | | <u>1月30日ま で</u> | |
| <u>三重県</u> | <u>小型機船底びき 網漁業(うちその 他の小型機船底 びき網漁業)</u> | <u>伊勢湾</u> | <u>平成25年1 月1日から 平成25年1 月30日ま で</u> | <u>2,031</u> |

(5) まがれい

第8の3の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定
める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次
表のとおりとする。

| <u>都道府 県名</u> | <u>採捕の種 類</u> | <u>海 域</u> | <u>期 間</u> | <u>漁獲努力量 (隻日)</u> |
|-------------------|---|--|--|-----------------------|
| <u>秋田県</u> | <u>小型機船 底びき網 漁業(う ち手繰第 1種漁業)</u> | | <u>平成25年9月 1日から平成2 5年10月31 日まで</u> | <u>651</u> |
| | <u>かれい固 定式刺し 網漁業</u> | <u>秋田県の地先水面 (ただし第2種共 同漁業権水域を除 く)</u> | <u>平成25年2月 1日から平成2 5年3月31日 まで</u> | <u>3,099</u> |
| <u>山形県</u> | <u>小型機船 底びき網 漁業(う ち手繰第</u> | | <u>平成25年9月 1日から平成2 5年10月31 日まで</u> | <u>1,870</u> |

| | | | | |
|------------------|-------------------------------------|--|---------------------------------|--------------|
| | <u>1種漁業)</u> | | | |
| | <u>かれい固定式刺し網漁業</u> | | <u>平成25年3月1日から平成25年4月30日まで</u> | <u>2,147</u> |
| <u>新潟県</u> | <u>小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)</u> | <u>次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</u> <u>ア 山形新潟両県の最大高潮時海岸線上の点</u> <u>イ アから西北西の線上15海里の点</u> <u>ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点</u> <u>エ 新川河口中心点</u> | <u>平成25年9月1日から平成25年10月31日まで</u> | <u>1,843</u> |
| <u>(6) まこがれい</u> | | | | |

第8の3の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 海 域 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|--------------------------------|-----|-------------------------|---------------|
| 山口県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業) | 周防灘 | 平成25年1月1日から平成25年2月10日まで | 11,685 |
| 福岡県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業) | 周防灘 | 平成25年1月1日から平成25年2月10日まで | 2,130 |
| 大分県 | 小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業) | 周防灘 | 平成25年1月1日から平成25年2月10日まで | 2,445 |

(7) やなぎむしがれい

第8の3の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

| 都道府県名 | 採捕の種類 | 期 間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------|-------|-----|---------------|
|-------|-------|-----|---------------|

| | | | | |
|-----|------------------------------|-------------------------|-------|--|
| 福島県 | 小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 平成25年4月1日から平成25年6月30日まで | 1,776 | <p>第11 大臣管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>大臣管理努力量に係る農林水産大臣への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。</p> <p>第12 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項</p> <p>海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。</p> |
| 茨城県 | 小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業） | 平成25年4月1日から平成25年6月30日まで | 1,920 | |

第11 大臣管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

大臣管理努力量に係る農林水産大臣への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第12 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

第11 大臣管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

大臣管理努力量に係る農林水産大臣への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第12 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。